

介護保険制度の見直しに関する件

去る7月30日、社会保障審議会・介護保険部会は、「介護保険制度見直しに関する意見」をとりまとめました。

この報告における制度見直しの具体的な内容は、①給付の効率化・重点化、②新たなサービス体系の確立、③サービスの質の確保・向上、④負担の在り方の見直し、⑤制度運営の見直しの5つの項目から構成されています。特に、①給付の効率化・重点化では、軽度の要介護者（要支援、要介護1）に対する介護の給付について、身体機能の低下を遅らせる介護予防に重点化することや、在宅と施設の利用者負担の不公平を是正するため、居住費用や食費の給付範囲の見直しなどを打ち出しています。

もとより、来るべき急速な高齢化の進展の中で、国民の老後における介護の不安に応える社会システムとして、将来的にも介護保険制度の安定した運営が不可欠であり、また、高齢者自身の生活の質の維持・向上という観点からも、要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防サービスを提供することは、大変重要であると考えます。

しかしながら、本年5月末現在、全国で要支援、要介護1に認定されている187万人中、居宅介護（支援）サービス受給者数は125万人と、サービス利用率は約67%となっており、軽度の要介護者にとっても介護サービス利用は制度発足から4年半経過し、既に定着したものとなっております。

こうした中での制度激変は、利用者・家族のみならず、国民の社会保障制度全体に対する信頼を揺るがすことになりかねないと考えます。

よって、国会及び政府におかれては、介護保険制度の見直しにあたって、次の措置を講じるよう強く要望します。

- 1 軽度の要介護者も適切にして必要なサービスが確保できるよう、介護予防サービスと介護サービスの併給を認めるなどの措置を講じること
- 2 利用者負担の見直しによって、必要な人が必要なサービスを受給することができなくなるといった事態が生じないよう、国の責任において低所得者対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
財務大臣

様

仙台市議会議長 鈴木 繁 雄